

2014年(平成26年)5月28日(水)

## 牧師のセクハラ認定

裁訟  
地訴  
東京  
損賠

1540万円の支払い命じる

セクハラやパワハラを受けたなどとして、キリスト教系宗教法人の元信者5人が同法人

と牧師らを相手取り、慰謝料など計6620万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が27日、

パワハラ行為については「被害を誇張している感も否めない」として退けた。また、本牧師側が訴えていた名誉毀損も棄却した。

東京地裁であり、山田明裁判長は「牧師は宗教的権威であり、4人は牧師の要求を拒絶できない心理状況にあった」などとセクハラの実事を認定し、牧師側に計1540万円の支払いを命じた。

判決によると、つくば市に拠点置くキリスト教系宗法人「小牧者訓練会」の本在昌牧師(65)＝韓国籍＝は2000年4月～08年11月、10～30代だった女性信者4人にキスなどセクハラ行為を行ったとしている。一方、本牧師の元部下の男性が訴えていた

本牧師を巡っては10年2月、民事提訴した女性信者4人のうち1人を暴行したとして、準強姦罪で起訴されたが、水戸地裁土浦支部は11年5月、証拠不十分として無罪を言い渡し、判決が確定している。

【松本尚也】